

令和8年7月2日

文化審議会第10期無形文化遺産部会（第1回）を開催します

標記会議を下記のとおり開催しますので、お知らせいたします。

1. 日 時 令和8年7月9日（木） 14:00 ～ 16:00

2. 議題（予定）

- （1）部会長及び部会長代理の選任について
- （2）文化審議会無形文化遺産部会運営規則等について
- （3）報告事項
 - ・ユネスコ無形文化遺産保護条約第20回政府間委員会の概要について
- （4）ユネスコ無形文化遺産登録後の継承に関する取組事例について

3. 会議の公開及び諸連絡について

- ・報道関係者及び一般の方については、傍聴に代えて、会議の様様をライブ配信により公開する予定です。
ライブ配信の登録受付は下記の期間において行いますので、期間内に「傍聴登録フォーム(QRコード又はURL)」から御登録をお願いします。

傍聴登録フォーム



URL : <https://forms.office.com/r/N7tk787HZW>

受付期間 令和8年7月8日（水）12時まで

※受付期間外に届いたものは、登録できませんので御留意ください。

接続方法等の詳細につきましては、御登録のメールアドレスへ連絡いたします。

- ・議題のうち、（1）については非公開となります。
- ・会議資料につきましては、令和8年7月8日（水）を目処にHPに掲載します。
（下記URLから「第10期 第1回」ページ（追って掲載）を御参照ください。）

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/mukei_bunkaisan/nittei/

<問合せ先>

文化庁文化資源政策・記念物課
文化遺産国際協力室 無形文化遺産係
担当 荻原、坂口、松葉、依藤
電話：03-5253-4111（代表）（内線5734）

無形文化遺産部会の設置について

令和 8 年 4 月 1 6 日
文 化 審 議 会

1. 設置の趣旨

文化審議会令（平成 1 2 年 6 月 7 日政令第 2 8 1 号）第 6 条第 1 項及び文化審議会運営規則（平成 2 3 年 6 月 1 日文化審議会決定）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記 2. に関する調査審議を行うため、文化審議会に無形文化遺産部会を設置する。

2. 調査審議事項

- （1）無形文化遺産の保護に関する条約（以下「無形文化遺産保護条約」という。）の実施に関し、文化庁として講ずべき施策に関する基本的事項
- （2）無形文化遺産保護条約第 1 6 条等に基づき、人類の無形文化遺産の代表的な一覧表、緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表、本条約の原則及び目的を最も反映している、無形文化遺産を保護するための計画、事業及び活動に記載・選定されることが適当と思われる我が国の無形文化遺産、無形文化遺産を保護するための計画、事業及び活動の候補に関する事項
- （3）その他、無形文化遺産保護条約の実施に関し必要な事項

3. 部会の議決

文化審議会令第 6 条第 6 項及び文化審議会運営規則第 4 条第 3 項に基づき、上記 2. に掲げる事項については、無形文化遺産部会の議決をもって審議会の議決とする。

ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

4. 構成

文化審議会令第 6 条第 2 項の規定に基づき、会長が指名する委員、臨時委員により構成する。

(別紙)

文化審議会第10期無形文化遺産部会 委員名簿

(令和8年6月1日現在)

(正委員)

高倉 浩樹	東北大学東北アジア研究センター教授
野嶋 洋子	アジア太平洋無形文化遺産研究センター研究担当室長

(臨時委員)

井上 治	嵯峨美術大学教授
今井 陽子	国立工芸館主任研究員
大林賢太郎	京都芸術大学教授
大谷津早苗	昭和女子大学特任教授
笠嶋 忠幸	出光美術館学芸部部長・上席学芸員
久保田裕道	東京文化財研究所 無形文化遺産部無形民俗文化財研究室長
小谷 竜介	文化財防災センター文化財防災統括リーダー
小林 稔	國學院大學教授 観光まちづくり学部教授
竹内由紀子	日本栄養大学栄養学部准教授
田代亜紀子	北海道大学大学院 メディア・コミュニケーション研究院 国際広報メディア・観光学院 准教授